

平成32年度関東甲信越ブロック理学療法士学会準備資金

取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人茨城県理学療法士会（以下「この法人」という。）の有する平成32年度関東甲信越ブロック理学療法士学会準備資金（以下、学会準備資金という）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 この法人は、特定資産として、学会準備資金を設けることができる。

2 学会準備資金は、平成32年度の関東甲信越ブロック理学療法士学会（以下、この学会という）に充当するための積立金であり、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第18条第1項に規定する特定費用準備資金とする。

(積立)

第3条 学会準備資金には、理事会の決議を受けた金額を積み立てる。

(積立限度額)

第4条 前条の規定にかかわらず、学会準備資金の積立限度額は5,901,000円とし、当該金額を超えて積み立てることはできない。

2 前項の積立限度額の算定根拠は、この学会に要する必要額として、理事会で承認された見積額とする。

(運用)

第5条 学会準備資金の運用対象は、金融機関への預貯金とする。

2 学会準備資金は、他の資金と明確に区分して運用しなければならない。

(取崩)

第6条 学会準備資金は、この学会の開催費に充当する場合を除いて、取り崩すことができない。

2 前項の規定にかかわらず、この法人の事業の遂行上やむを得ない場合には、理事会の決議により、学会準備資金の全部又は一部を取り崩すことができる。

(備置)

第7条 この規程及びその付属明細書は、この規程が効力を失うまで、それぞれこの法人の主たる事務所に備え置き、法令の定める手順に従い閲覧の用に供するものとする。

(変更)

第8条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附 則

- 1 この規程は、この学会を開催する平成32年度の事業を報告する定時社員総会の終結のときをもって効力を失う。
- 2 この規程は、平成29年2月24日理事会承認により施行する。